

第 78 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 8 月 30 日（木） 11：00～12：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、磯部哲構成員

〔政府〕山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官

※地方三団体の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（地方三団体からのヒアリング）

地方三団体から意見聴取の後、質疑応答を行った。地方三団体からの説明及び主なやりとりは次のとおり。

（高橋部会長）まず、全国知事会から御説明をお願いしたい。

（全国知事会）資料 2 の 1 ページに総論的な意見として、第 8 次地方分権一括法が成立をして、「提案募集方式」により地方からの提案に基づく分権改革が着実に前進しているものと評価をしている旨を記載している。今回の「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」は 188 件と聞いているが、1 次回答については、対応困難等とされたものが多く、今後の引き続きの検討過程において実現に向けた積極的な対応をお願いしたい。

また、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、特に、例年どおりではあるが、義務付け・枠付けの見直しに関する提案と、地域公共交通関係の提案について迅速な対応を求めており、今回もそのようなところを中心に御説明させていただく。

2 ページであるが、義務付け・枠付けに関しては、第 2 次、第 3 次勧告に従って、直ちに見直すことが必要と考えている。米印にあるように、今回の 188 件のうち義務付け・枠付け関係の提案は 28 件あり、3 ページに 28 件の個別の項目を記載している。そのうち勧告未実施のものは 5 件、メルクマールに該当しないものは 23 件あると考えている。

また、「従うべき基準」の見直しについては、基準設定が条例委任されたとしても、「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない状況にあると考えており、第 3 次勧告等の趣旨を踏まえ、速やかに廃止又は参酌基準に改めることが必要だと考えている。米印にも記載してある通り「従うべき基準」に関する提案は 10 件あり、これを廃止又は参酌基準に改めることで支障が解消すると考えている。ここに記載してある提案 10 件は全てが福祉分野ということで、この分野での「従うべき基準」の多さが表れていると考えている。

2 ページの下段には、放課後児童クラブの設備・運営に関する基準に係る「従うべき基準」について、昨年 12 月の閣議決定の対応方針を記載しており、その中で平成 30 年度中に結論を得るということになっているため、ここで一定の成果が出ることを期待している。

3 ページには、先ほども触れたとおり、義務付け・枠付けの見直しに係る提案の一覧を掲げている。

4 ページには、参酌基準を活用し、条例規定をプラスすることで、地域の実情に応じた放課後児童クラブの運営が可能となり、安全性の確保や住民ニーズの対応につながっている事例について、地方六団体地方分権改革推進本部事務局の調査結果を基に示している。これらの事例は一つの団体によるものではない。

なお、ここには記載していないが、地方からの提案に対する関係府省の 1 次回答の中には、分権に対する理解が不十分ではないかと思われる回答も頂戴している。例えば、建築士審査会の委員任期の条例委任に関する提案について、1 次回答は、「建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある」というものであった。それに対して当方からは、分権の趣旨を理解していないものであり、到底許容することはできないという意見を提出したが、こうしたことへの理解度について不安を感じている。

5 ページには、義務付け・枠付けの見直しの具体的な方針が十分に機能していないのではないかということに記載している。1 つ目として、例えば第 3 次勧告で、「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合

に限定するとなっているが、福祉の分野では「従うべき基準」が多用されている。平成 30 年の提案でも、この「従うべき基準」に関する提案は 10 件あり、自由度が高まったとは言えない面があると考えている。

また、計画等の策定に係る規定が「できる」規定であれば、新規に法律で計画等の策定を求めることが可能だが、この規定を根拠に実質的に全ての地方公共団体が新規計画が策定されるケースもあり、全体として分権改革の意図に反して、地方公共団体の自主性、自由度が高まっていない、むしろ、狭まっているのではないかという認識を持っている。

6 ページには、平成 30 年提案にある放課後児童クラブ等の「従うべき基準」は、第 3 次勧告後に創設されたものであり、このようなものが新たにできるということは、十分なチェックを行う仕組みが確立していないのではないかと記載している。特に、平成 30 年提案では放課後児童クラブや保育が中心だが、介護や障害者の施設を含め、福祉分野全般で第 3 次勧告後に「従うべき基準」が創設されていると理解している。

また、地方自治法第 263 条の 3 第 5 項の事前情報提供制度に基づき、地方六団体側に情報をいただき、議論を行いたいと考えているが、現状では内容を検討する時間的余裕が十分与えられないタイミングで情報提供がなされている実情にある。

また、下段の米印で、省令や通知等は、法律等に比較して自律的なチェックがなされていないと考えており、新たな義務付け・枠付けがなされている。例として 2 つほど記載しているが、省令や、その下のガイドラインで基準が決められ、「従うべき基準」として機能している事例もある。

したがって、赤枠で記載しているが、新たに法令等を定める場合については、「従うべき基準」の設定を厳に行わないよう義務付け・枠付けが許容される基準の見直しを行うこと。また、個々の提案の支障事例の解消のみならず、大括りで検討を行うことで根本的な制度改正に繋がると考えている。また、立法原則の法制化、チェックの仕組みの確立については、ぜひ実現していただきたい。

7 ページには、地域公共交通の取組に関する経緯を記載している。地域住民の生活基盤の維持のため、地域公共交通に関する取組は非常に大きなテーマであり、一定の成果や対応されている部分もあるが、まだ残るテーマもある。次の 8 ページであるが、少量貨物運送に関する制度的課題と、市街化調整区域等の施設設置に関する制度的課題について提案している。地域の実情に合った地域公共交通の導入を促すことは、地域経営のために必要な部分であり、地方公共団体の調整権能というものが発揮されるよう、提案が実現することを期待している。

9 ページには、国に対して全般的に対処を求める事項を記載している。

10 ページ、11 ページには、今年 7 月 27 日の全国知事会議での「地方分権改革の推進について」という決議の抜粋を記載している。今回の放課後児童クラブや地域公共交通について記載しており、11 ページにも提案募集方式についての考え方を整理した上で記載している。また、憲法と地方自治という項目もあるが、最近、条例制定権等について議論すべきという話も出ており、今回、この決議の中に「立法における分権」という言葉を加える形で決議している。

以上、全般的に説明させていただいたが、地方分権改革が一層進むことを切に期待している。よろしく願います。

(高橋部会長) 続いて、全国市長会から御説明をお願いしたい。

(全国市長会) 12 ページに、重点事項に関して 148 の役員市区の意見を取りまとめたものを記載している。まずはじめに、解釈や現行制度で対応可能という所管省等の回答も多くあり、そのようなものは、文書等で提案のあった地方公共団体に確認し、文書やホームページでの周知等により解決済みとするシステムを作ると、より絞った議論が可能だと考えているので、御検討いただきたい。

18 ページ、管理番号 20 の個人番号記載住民票の代理申請について、法定代理人の場合は、直接渡しても良いのではないかと提案に対して、所管省等の回答は、「市町村では、地方公共団体の法定代理人か任意の代理人かの区別が大変であり、事務に負担がかかるため困難」ということだが、市町村の意見では、實際上、区別しているとのことであり、実施させてほしいと言って、大きな齟齬が生じている。このような点も踏まえて検討いただきたい。

20 ページの電子マネーの提案については、現行制度で対応可能ということだが、電子マネーは国がキャッシュレス化等を進めている中で、政府の政策として積極的に対応していく姿勢があっても良いと感じている。分権という視点に加え、IT をより活用していくという意味でも、積極的に対応いただきたい。

22 ページ、管理番号 57 の健全化法の報告については、他の制度と併せてシステムの的に可能とならないかとい

う提案だが、国が地方に対して作業を課している部分で機械的、画一的な作業については、国で共通のシステムを構築することなどにより、地方の負担を軽減することに取り組んでいただきたい。

23 ページには、昨年のフォローアップ案件として、放課後児童クラブについて記載している。これについては、参酌化することで閣議決定もされており、5月の専門部会で地方三団体ヒアリングも行われている。その際に、夏までに方向性を決めると伺ったが、その後の進捗状況を伺っておらず、懸念している。しっかりと対応いただきたい。

24 ページに、重点事項ではないが全国市長会の提案を記載している。本提案内容は、小規模な開発の場合でも一定の広場等を確保する規定について、全国一律ではなく地域の状況によって判断可能としてほしいというものである。支障事例が当初は限られたものであったため、十分な説得力がない部分もあったが、その後、追加事例も出てきており、引き続き検討をお願いしたい。

25 ページに、放課後児童クラブに関係する条文を記載している。昨年、都道府県の研修を受けることが大変だという意見が市町村から多くあった。児童福祉法の規定には「健全育成事業に従事する者及び員数については厚生労働省で定める基準に従う」と記載されているだけだが、省令の第10条第3項に「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」と記載されている。つまり、都道府県が研修を実施しなければ、児童支援員は確保できないこととなり、研修事業は必然的に都道府県の義務的業務となっている。現状としてこのようなことが省令でなされている。

さらにその下に、研修実施に係るガイドラインが発出されている。これを次ページ以降に記載しているが、29 ページに、当該ガイドラインは自治法に基づく技術的助言であると明確に記載しており、規則で研修を事実上義務付けた上で、技術的助言と称して当該ガイドラインを発出している。当該ガイドラインによる認定の仕組みが下段に記載されているが、一連の事務は全て都道府県の事務となっており、自分の都道府県が研修を行わないとなると、全国的な名簿に掲載されないことから、技術的助言であるにもかかわらず枠にはめられることとなる。また、補助金も交付されるため、補助金をもらうならばガイドラインどおり研修もやらなければならないということになる。市町村としても、都道府県が実施する研修を受講しなければ人員を確保できないこととなり、法律だけ見ているはその存在が想像もつかない事実上の準国家資格制度のようなものが「従うべき基準」によりできてしまっていることについて、非常に憂慮をしている。この辺りも踏まえて検討を進めていただきたい。

ところで、提案募集方式も5年経ち、このような個別の案件を是正していくことも大切だが、5年間の蓄積を踏まえて、「従うべき基準」を法制する際には、チェックシステムが働くような仕組みづくりが必要だと考えている。また、任意の補助金の在り方について、分権では奨励的補助金は限られたものにしたにもかかわらず、未だに先ほどのような交付金が交付されている。先の研修などは、一旦仕組みが出来てしまうと、補助金が交付されなくなっても、都道府県は止めることはできない。このようなことが、分権という中で、まかり通っていて良いのか、危惧している。

また、様々な照会や周知を行う際に、都道府県や出先機関を経由することで、ずれが生じたり、現行制度で可能なものについて、不可能だという回答を受ける案件もあり、IT化やAI化が進んでいる中で国へ直接照会したり、様々な情報提供を市町村が受けられるようにすることも必要ではないか。

個別の対応についても、引き続き検討いただきたいが、先ほど知事会からもあった通り、5年の成果を踏まえて、大局的な一段上の議論を行う時期に来ている。先生方には御検討をいただければありがたい。

(高橋部会長) 続いて、全国町村会から御説明をお願いしたい。

(全国町村会) 31 ページに、平成30年の全体の団体数、提案件数について、昨年度と比較をしている。町村の提案については、全体からすると少ないが、複数の県や市との共同提案や提案に賛同する町村も出てきており、増加しているところ。

32 ページより、町村の重点提案について記載している。

管理番号33は九重町の提案だが、管理番号194等でも同様の提案がされている。本提案は、幼保連携型認定こども園の保育教諭について、31年度までは幼稚園教諭の免許証又は保育士資格の登録のいずれかがあれば良いとされているものを、32年度以降も延長してほしいというものである。これについては厚生労働省より、子ども・子育て会議においても委員から同様の意見が出ていることから、議論を踏まえて方向性を定めるという回答をいただいている。本件については、全国町村会の要望書の中でも延長を求めており、積極的な検討をお願いする。

管理番号 57 は、財政の健全化を判断する指標について、エクセルシートで報告をし、後の決算統計と交付税の数値等についてはシステムで行っているため、一元化してほしいという提案である。これについてはヒアリングの際に総務省より、業務の簡素化の観点からシステムとエクセルシートの連携により可能ではないかとの回答があり、検討を進めていただきたいと考えている。

管理番号 67 は、都道府県にあった事業者の指定権限を市町村に移行したことで、事業所や市町村において事務負担が増加したため、見直してほしいという提案である。これについては厚生労働省より、地方自治法に基づく協議会や事務の委託、事務の代替執行の仕組みの活用を通じて可能である旨の回答をいただいている。今後、地方自治法に基づく協議会等の活用事例も含めて、対応が可能である旨を市町村に周知いただきたい。

33 ページ、34 ページには、消防団員の消防車両運転に係る提案を記載している。平成 29 年 3 月に道路交通法が改正され、これまで普通免許で取得可能だったものが、準中型の免許を取得しなければポンプ車等も運転できなくなり、若手消防団員不足の要因となっている。そこで 1 つ目の提案として、消防学校又は消防学校が委任する自動車教習所において、技能の習得、受講を可能とすることを提案している。これについては、公安委員会の指定を受けた消防学校であれば可能である旨の回答をいただいております。その後のヒアリングの際に警察庁より、消防用緊急自動車の運転資格の特例について説明があったと伺っている。当該特例制度や総務省の財政措置について地方公共団体に周知を行っていただきたい。

2 つ目の提案として、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習の受講を可能とすること等、消防団員と自衛隊員の相互の連携強化について提案している。これについては防衛省より、自衛隊における自動車の運転に関する技能講習の意義と目的に鑑みると困難との回答をいただいている。本件については、提案団体の意見を十分尊重した上で、検討をお願いしたい。

35 ページの管理番号 96 及び 200 は、電子マネーによる公金の収納についての提案である。これについては総務省より、クレジットカードと同様に活用可能だという回答をいただいたが、地方公共団体に対して通知等で周知し、明確化する必要があると考えているので、御対応よろしく願います。

管理番号 102 は、農地中間管理事業の推進についての提案である。現在の制度では、担い手が賃借権等を設定するまで 1 カ月半以上の事務手続期間を要しており、煩雑かつ長期に渡っている。配分計画案を作成する市町村において、農業委員会を交えて利害関係者と調整を行っているが、提案団体では過去 4 年間の縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もないため、2 週間の縦覧の廃止を提案している。これについては農林水産省より、手続の煩雑さの解消等について、施行後 5 年を目途に総合的に検討するとの回答をいただいているが、早期の適切な対応を求める。

36 ページの管理番号 103 も農地中間管理機構についての提案である。①は、利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容が既契約と同一である場合、市町村公告や都道府県知事の認可、公告までの一連の作業を不要化、短縮化してほしいという内容である。これについては農林水産省より、提案の内容を踏まえつつ、対応を検討するという前向きな回答をいただいている。

②は、改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借入れた農用地において機構の関連事業を実施する場合についても、①同様、延長等の手続を経れば、現行で必要とされている一連の手続を省略可能としてほしいという内容である。これについては農林水産省より、契約期間を延長することで、当該事業の対象とすることは困難という回答をいただいているが、土地改良法が改正された理由は、農地中間管理機構が預かっている農地の基盤整備が行われず、借り手が増えないためである。よって、改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が保有していた農地についても、簡易な方法で対象となるよう前向きな検討をお願いする。

その下段の管理番号 169 は、介護保険について認知症高齢者グループホーム等の地域密着施設には住所地特例がないが、他のケアハウスや特別養護老人ホームについては住所地特例があるため、住所地特例対象施設から同一の市町村内にある認知症高齢者グループホームに移った場合においても、住所地特例の対象としてほしいという提案である。これについては厚生労働省より、困難であるという回答をいただいた。高齢者は介護支援から要介護へ病状が悪化するに従い、施設を移ることが一般的であり、提案団体にとって大きな財政負担となっている。地域密着型の施設に入所する場合についても、住所地特例の適用を認めていただきたい。

37 ページの管理番号 196 は、災害援護資金貸付金を借りる場合は、保証人を立てなければならないとなっているが、保証人なしでも保証会社による貸付けを可能とすることで、確実な債権の回収を行うことを可能としたいという提案である。これについては内閣府より、当該提案には懸念があり、適切ではないとの回答をいただいたが、一律でなくとも、保証会社でも可能とする見直しをお願いする。また、ここには記載していないが、

現行制度では貸付限度額は被災状況に応じて設定されているが、円滑な債権回収のため、返済能力に応じた貸付けとすることについても求めている。これについては、内閣府から回答がなかったが、検討をお願いしたい。

その下段の管理番号 198 は、平成 29 年度から導入された処遇改善Ⅱに係る提案である。キャリアアップの仕組みを導入したにもかかわらず、国が想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できないため、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設も存在する。そのため、都道府県知事が認めた職員も対象とするよう要件の見直しを求めるものである。これについては厚生労働省より、加算の取得状況の調査、検証を行うとの回答をいただいた。当該提案については、町村会は意見をしていないが、地方の実態や意見を聴取した上で、使いやすい制度となるよう改善をお願いする。

38 ページの管理番号 224 は、国立公園の指定日前より存在する建物を除却し、新たに設置する建築物に係る許可基準の緩和を求める提案である。これについては環境省より、新たに設置する建築物が自然公園法上の公園事業として執行されること、または都道府県知事の判断により許可基準の特例を設けること等で解決できるとの回答をいただいた。これについては、当方で提案団体に確認したところ、公園事業として行うことを検討しているとのことであったが、全国の国立公園には、本件のような廃屋の事例があることが考えられるため、地方公共団体に紹介等いただきたい。

次のページの管理番号 289 は、地方三団体の共同提案である、コミュニティバスに係る提案である。これについては国土交通省より、否定的な見解が示されているが、実態としてコミュニティバスと路線バスは同等であることを前提に制度の見直しを求める。高齢者の運転免許の自主返納を推進していることや、住民の足を確保するため、地域公共交通ネットワークを促進する等の政府の大きな方向に沿うよう、前向きな対応をお願いする。

40 ページには、フォローアップ案件を 2 件記載している。上段が当方より提案している、町村の都市計画の決定に関する都道府県同意の廃止についてである。当該提案は、平成 26 年に提案し、平成 27 年 12 月の方針で、平成 30 年までに結論を得ると閣議決定されているが、先般行われたヒアリングにおいて国土交通省より、協議に当たっての留意事項が定着していないとして否定的な見解を示されたところである。国土交通省からも、先行的に留意事項を定めている都道府県の例を示すことで取組を促進し、今年中に結論を出していただくようお願いする。

その下段は、地方三団体より提案している放課後児童クラブの案件である。当該提案も平成 30 年度中に結論を得るとなっているため、検討をお願いする。

説明した重点事項以外にも、共同提案や追加で町村が賛同している提案がある。地方公共団体より提案内容を十分聴取した上で、前向きな検討をよろしく願います。

(高橋部会長) それでは、以上の三団体の御説明について、質疑を行う。

全国知事会の御説明で、チェックの仕組みが確立していない例として、時間的余裕が十分でないということがあったと思うが、およそどの程度の時間的余裕があれば良いとお考えか。

(全国知事会) 第 196 回国会において、情報提供いただいた 26 本のうち 16 本は閣議決定まで 3 週間しかない状況での提供であり、うち 5 本は 2 週間以下であった。意見提出の際には各都道府県にも照会を行うことが原則であるため、現状では十分な検討を行うことができない。政府の中での様々な審査もあるので、可能な限り早めに、同時並行とは言わずとしても、提供いただければ、十分な検討が可能だと考えている。

(高橋部会長) 提案募集の制度で受けるかどうかは別として、そのような御意見については本会議にもお伝えしたいと思うが、省令や通知、補助要綱において、法令には窺えないような形で義務付け・枠付けがなされていることについても、チェックの仕組みが必要だとお考えか。この辺りは市長会にも同様の御説明をいただいたが、両会としていかがお考えか。

(全国知事会) 法律や政令のみで全てが決まっているわけではないため、分権の趣旨を勘案すると、省令や通知、補助要綱等の要綱レベルについても、チェックする必要があると考えている。本来は、省庁において技術的なチェックを行うべきだが、発出する前に情報提供をいただくこと等が考えられるのではないかと。チェックの仕組みと事前情報提供制度の適切な運用がセットになるかもしれない。様々な考え方があると思うが、検討を進めていただきたいと考えている。

(全国市長会) 当方としても同意見である。法律に義務付け等の規定を置く際には、我々にも情報提供いただく仕組みが考えられるのではないかと。また、政府においても関係する条文は分権担当部局がチェックを行うとともに、体系的なチェック項目を構築しておけば機能するのではないかと考えている。

同じように、省令や通知、補助要綱についても、過去に分権で見直した際には各省庁の担当者も理解していたことが、時間が経ち、人も代わっていくとその理解が薄れ、分権からすると問題であるという意識がないまま、自律的なチェックが行われていない部分があると考えている。様々な省令の策定や、通知の発出の際に、分権上、問題がないかのチェックのメルクマールのようなものを定めてチェックを行えば、より実効性が出てくるのではないかと。

(小早川構成員) 地方自治法の事前情報提供制度は、分権の観点もあると記憶しているが、パブリックコメントについて行政手続法で法定化された際、それぞれ守備範囲を分けながら、片方ができないところを片方でカバーするという考え方で、その際、事前情報提供制度については、事柄の性質あるいは地方との関係上、パブリックコメントよりも早期に実施するような説明もあったと思う。したがって、パブリックコメントの制度と併せて、実際に不足している部分について検討する必要があると考えている。地方公共団体として、地方自治法の制度の運用状況に問題があると考えているのであれば、地方自治法の所管である総務省において、対応いただくことが第一かと考えるが、事前情報提供制度の運用の在り方について、総務省と話はしたか。

(全国知事会) その点については、明確に総務省と実態がこうだというやり取りは現状ではしていない。当方より総務省に話をし、総務省で何かできるのか、また有識者会議と連携してやっていくのか、情報提供した上で相談していきたいと考えている。

(高橋部会長) 市長会も同じか。

(全国市長会) 然り。

(高橋部会長) 町村の提案については、前年に比べて増加しており感謝申し上げる。今後、裾野を町村レベルで広げるという点で、いかがお考えか。また、フォローアップ案件の町村の都市計画の決定に関する都道府県同意の廃止について、国土交通省より厳しい回答が来ているが、町村会としてどのように働きかけることをお考えか。

(全国町村会) 町村の提案件数の増加については、共同提案等が増えている影響だと考えているが、内閣府の分権事務局における、全国的なシンポジウムの開催や提案ノウハウが書かれた本の発出等といった取組の影響が大きいと考えている。今後も引き続きよろしく願います。

都市計画決定については提案より4年が経つ。国土交通省からは、留意事項を記載し、実施している県は10県程度だという回答をいただいているが、10県の結果を見て判断するのではなく、参考事例を添付する等して国土交通省において事務連絡として周知いただければ、より前進すると考えているので、前向きに検討いただきたい。

(磯部構成員) 大局的、横断的な取組として、省令レベルについては事前に情報提供いただかないと困るという感覚はよくわかるが、通知やガイドライン、要綱については本来拘束力がないため、必ずしも従わなくても良いという割り切りはできないのかと考えたが、そうは言ってもガイドラインで事実上、義務付けられている状況になっている。このことについて、問題意識を感じた。

また、地方三団体で御提案いただいている、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の参酌化においても、「従うべき基準」を参酌化することで質が悪くなり、児童の安全を確保することができなくなることで、保護者も不安になるのではないかと議論があり、基準に従うから質が確保できるというロジックに対して、どう応えるかということが重要だと考えている。各地方公共団体の責任ということで、地方ごとに独自に頑張るという見通しを語るだけでよいのか。国から押しつけられるガイドラインは矛盾しているため、地方三団体等が、各地方公共団体が充実した研修を行うためのガイドラインを自治的、自律的に策定する等、個々の地方公共団体に投げっ放しにするのではなく、地方公共団体相互間で工夫する取組があっても良いのではないかと。何か既に実施していることがあれば、御教授いただきたい。

(全国市長会) 市町村は、直接、子どもを預かるという意味で、絶えず緊張感を持って仕事をしており、事故等の際、裁判の当事者になる可能性もあれば、責任を取る可能性もある。そのため、例えば保育士の配置基準についても、国の基準を上回って配置をし、国が基準を緩めて受入れ児童を増やせと言っても、安全や保育士の労働環境にも留意が必要ということで、頑張っている実情がある。国の基準を守って事故があった際に、国が責任をとるのかというと、そのようなことはなく、直接的には市町村が責任を負うことになるため、市町村が責任を持って地域の実情に応じた人員配置を行っている。事故が100%なくなるという訳にはいかないが、大前提として、そのような考え方に立っていることを理解いただかなければならないと考えている。

また、国の関与が一律にいけないと言っているわけではなく、「従うべき基準」ではなく、むしろ技術的助

言としてサジェスションをいただくことは重要である。国はそういったことを中心に取り組めば良いのではないか。

地方において、人的資源をどう確保するかということは福祉分野を始めとして、非常に大きな課題になっており、その中で一律の基準があると、地方公共団体全体として地域の運営は難しくなる。そういった点を踏まえて御議論いただきたいと考えている。

(小早川構成員) ガイドラインの中に、技術的助言であると書いてあるのを見て、第1次分権改革の際に決めたはずの意識が薄れていると感じた。自治事務に関しては、従来のように通達で制度、政策を決めてはならないということで、当時「技術的」という言葉を付けたと思うが、いつの間にか昔の通達のようなことを行っている。このようなものをどのようにチェックしたら良いかということとはなかなか難しく、由々しいことである。

また、運用を解釈で実施可能なケースがあるという指摘について、行政を担当している地方公共団体において悩みや迷いがあるのであれば、可能である旨を一般に周知できるシステムや、各省庁がすぐに対応する担保や仕組みがあれば良いのではないか。

(全国市長会) 市長会においてもA I等の取組は今後重要になると考えている。市町村の相談業務や受付での照会事務において、現状では、既に出ている解釈の考え方等について把握するまでに時間がかかるため、国においてFAQ、あるいはA Iのようなもので自動的に一定程度答えられるようになれば、住民の方にも即時対応することが可能となり、作業が効率化し、真に自治として行わなければならないところにマンパワーを注げると感じている。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)